

平成 29 年版 楽学管理業務主任者 過去問 5 年間
【法改正のお知らせ】

(3824)

平成 29 年 9 月 6 日
株住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P 299 問 45 肢 4 解説	誤り。媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該媒介契約に係る業務の処理状況を 2 週間に 1 回以上報告しなければならない（同法 34 条の 2 第 8 項）。したがって「当該媒介契約に係る業務の処理状況を 7 日に 1 回以上報告する」という特約は「2 週間は 1 回以上」なので有効である（同条 9 項）。	誤り。媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該媒介契約に係る業務の処理状況を 2 週間に 1 回以上報告しなければならない（同法 34 条の 2 第 9 項）。したがって「当該媒介契約に係る業務の処理状況を 7 日に 1 回以上報告する」という特約は「2 週間は 1 回以上」なので有効である（同条 10 項）。

平成 29 年版 楽学管理業務主任者 過去問 5 年間
【正誤のお知らせ】

(3824)

平成 29 年 8 月 17 日
株住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 235 肢 1 解説	最も不適切であり正解。監事は、理事会に出席して意見を述べることができるのであって、出席の義務はない（標準管理規約（単棟型）41 条 4 項）。監事は役員ではあるが、理事ではないので、理事会の構成メンバーではなく、理事会に出席する義務はない（同規約 35 条、51 条 1 項）。	適切である。監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（標準管理規約（単棟型）41 条 4 項）。

* 平成 28 年 3 月 14 日の改正により、修正が生じました。

平成 29 年版 楽学管理業務主任者 過去問 5 年間
【正誤のお知らせ】

(3824)

平成 29 年 2 月 20 日
株式会社住宅新報社 出版・企画グループ
TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P105 肢エ 解説	保証契約を締結しているので、	収納口座なので、